

公益財団法人神奈川県公園協会  
茅ヶ崎里山公園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン  
施設利用編

令和3年2月9日

## 1 ガイドラインの目的

茅ヶ崎里山公園の公園施設利用における新型コロナウイルス病原体による公園利用者や公園協会職員（以下、「指定管理者」という）への感染リスクを最小限とするため、指定管理者が実施時に配慮すべき事項を明示することを目的とする。

## 2 本ガイドラインの位置づけ

国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、ガイドラインの適切な運用を図る。

施設の利用に共通する項目については、当協会が定める「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき対応する。

## 3 各園内施設の対応

パークセンター（多目的ホール、会議室1、2、活動ルーム）、谷の家、里の家（多目的ホール、キッチンルーム、活動ルーム）

### （1）施設管理者の対応

#### 受付時の対応

- ・パークセンター（入口2か所、多目的ホール）、谷の家及び里の家の入口には手指消毒剤を設置。
- ・受付窓口は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽。
- ・現金の受け渡しはコイントレーを使用する。
- ・利用者が距離を置いて並べるように目印の設置。
- ・パークセンター、谷の家及び里の家入り口に非接触型体温計を設置。
- ・利用者から聞き取りを行い、発熱や風邪の症状等が報告された場合は、無理せず自宅療養してもらい利用を断る。
- ・緊急事態宣言期間中は、建物内の飲食（水分補給を除く）を禁止する。

#### 施設の消毒、清掃

- ・人の手が触れる箇所（手すりやドアノブ、テーブル等）を朝の清掃時に消毒・清掃する。
- ・利用者がテーブル椅子等の除菌ができるように、除菌セットを設置する（パークセンター多目的ホール、谷の家、里の家）。パークセンター会議室利用者には除菌セットの貸出を行う。

#### 密回避の対応

- ・2方向の窓を毎時2回以上数分程度全開にする等密閉空間にしないよう、こまめな換気を行う。
- ・各施設の利用定員は、最大で次のとおりとする。  
パークセンター（多目的ホール：20名程度、会議室1：20名、会議室2：12名、活動ルーム：一般の方の利用休止）

谷の家 16名

里の家（多目的ホール：16名、キッチンルーム：15名ただし、緊急事態宣言期間中は利用休止、活動ルーム：4名ただし、緊急事態宣言期間中は利用休止）。

・座席数（テーブル数、席数の削減のほか間隔を広くするなど）

パークセンター：令和2年4月以前の2分の1以下となる5テーブルに各4席設置。

谷の家：テーブルでは対面にならないようにV字型に椅子設置。

里の家：テーブルでは対面にならないようにカウンター方式で椅子設置。

#### **利用者への周知**

・上記内容を公園ホームページ、園内掲示等にて周知する

#### **(2) 利用者に協力を促す事項**

##### **感染拡大予防対策の徹底**

- ・発熱や風邪の症状等がある方は利用を自粛する。
- ・利用前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・咳エチケットの徹底、マスクの着用（熱中症防止、アレルギー等やむを得ない場合を除く）
- ・緊急事態宣言期間中は、建物内の飲食（水分補給を除く）を自粛する。

##### **密の回避**

- ・人との距離を2m（最低1m）確保し、密集を避ける。
- ・大きな会話や発生を控え、密接した会話を避ける。

公益財団法人神奈川県公園協会  
茅ヶ崎里山公園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン  
イベント編

令和3年2月9日

## 1 ガイドラインの目的

茅ヶ崎里山公園で行う各種イベント等（以下、「イベント等」という）における新型コロナウイルス病原体による公園利用者や公園協会職員（以下、「指定管理者」という）への感染リスクを最小限とするため、イベント等の主催者や指定管理者が実施時に配慮すべき事項を明示することを目的とする。

## 2 本ガイドラインの位置づけ

国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、ガイドラインの適切な運用を図る。

イベント開催のための共通項目については、当協会が定める「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき対応する。

## 3 指定管理者が共催（以下、共催者という）となる場合、配慮する事項

共催者は、前述の各方針やガイドラインに基づいて、主催者とともに適切に実施するものとする。また主催者の分担が、イベント運営業務の全般である際は、共催者は、主催者が当配慮事項を適切かつ確実に遂行しているか確認し、不備がある場合は指導を行う。

## 4 イベントの形態別の対策について

### (1) 大規模イベント（屋外）・・・里山公園まつり等

- ・指定管理者が主催する大規模イベント（屋外）は、多方面からの不特定多数の来場者が見込まれ、入場者数の管理や連絡先の把握等の対応が困難なことから、当面の間、開催を見合わせるものとする。
- ・指定管理者以外の主催者が行う大規模イベント（屋外）は、主催者が感染症拡大防止対策を徹底し、確実に履行されることが明らかな場合に限り、開催を認める。

### (2) 観察会体験型イベント・観察会等（屋外）・・・自然観察会、外来植物抜き取りと草木染等

- ・原則として、人数制限を設けて事前予約制とし、利用者の連絡先の把握を行う。
- ・説明や案内、周知を行う際は拡声器等により声を拡散させることにより、飛沫の発生、密集・密接を防ぐ。

### (3) 体験型イベント（各種教室等）・・・環境工作、ウクレレ教室

- ・参加者の上限は室内の利用定員に合わせた人数とし、事前予約制により利用者の連絡先を把握する。
- ・室内を常に換気し、密室の環境を作らないようにする。

## 5 指定管理者が配慮する事項

「4 イベントの形態別の対策について」等に基づき運営し、当公園においての新型コロナウイルス感染症の二次感染リスクを最小限とするよう努める。